

ご存じですか？

介護事業所に勤務されているみなさまへ

認知症介護指導者

「認知症介護指導者」は、地域の認知症ケアの質向上にむけた、教育やアドバイスを行う人材です。

認知症介護指導者になるには、認知症介護研究・研修センターが行う「認知症介護指導者養成研修」を受講する必要があります（都道府県や政令指定都市を通じて申し込むことができます）。

本研修は、国の認知症施策推進大綱においても重要なものとして位置づけられています。



Q. どんな人がなれるの？

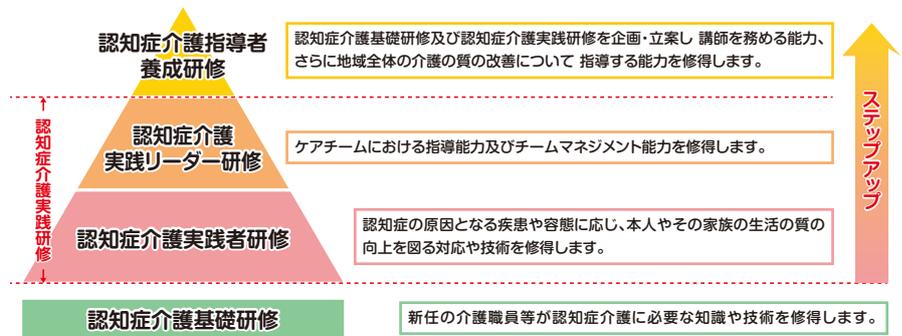
- 認知症介護実践リーダー研修修了者
- 医師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、社会福祉士、介護福祉士若しくは精神保健福祉士のいずれかの資格を有する者又はこれに準ずる者などの条件があります。受講するには、都道府県や政令指定都市を通じて申し込みをします。

※詳しくは、募集要項にてご確認ください

Q. 認知症介護指導者養成研修って？

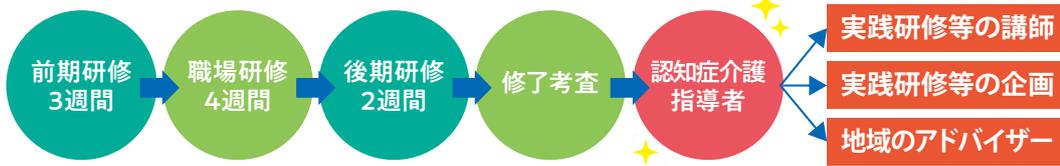
認知症介護指導者養成研修は、良質な介護を担う人材を質・量ともに確保していくための、「認知症介護実践者研修」⇒「認知症介護実践リーダー研修」⇒「認知症介護指導者養成研修」というステップアップ研修の最上層に位置づけられています。

認知症介護に関するステップアップ式研修体系の最上層の研修です



Q. 研修の内容と認知症介護指導者の役割は？

認知症介護に関する専門的な知識・技術や、研修プログラム作成方法・教育技術を習得し、自治体が行う認知症ケアに関する公的研修（認知症介護実践研修等）の企画立案・講師のほか、地域のさまざまな取り組みに貢献しています。



認知症介護指導者が所属する事業所には、その配置を要件の一部とした認知症専門ケア加算I、IIが算定されます。

詳しくは… 認知症介護研究・研修センター（仙台・東京・大府）

<https://www.dcnet.gr.jp/>

DCnet

検索



介護事業所長の皆様へ

認知症介護指導者



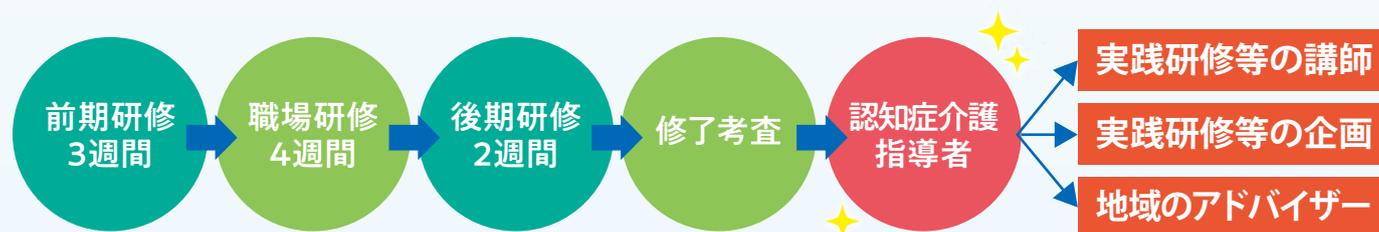
養成研修のご案内



皆様の事業所の**認知症介護実践リーダー研修**の修了者については、更にステップアップして、事業所や地域の認知症介護の質の向上のための能力を修得できる認知症介護指導者養成研修があります。

認知症介護指導者養成研修とは

認知症介護指導者養成研修は、都道府県・指定都市が実施する**認知症介護基礎研修**及び**認知症介護実践研修**を企画・立案し、講義、演習、実習を担当することができる能力を身につけるとともに、介護保険施設・事業者等における介護の質の改善について指導することができる者を養成することを目的とした研修です。
(「認知症介護実践者等養成事業の実施について」平成18年3月31日老発第0331010号厚生労働省老健局長通知)



この研修は、都道府県・政令指定都市を通じて申し込み、東京都(杉並区)、愛知県(大府市)、宮城県(仙台市)に所在する認知症介護研究・研修センターのいずれかで受講します(各センターにそれぞれ担当地域が割り振られています)。

研修は9週間にわたって実施され、前期3週間・後期2週間はセンターで講義・演習・実習、途中4週間は自職場で実習に取り組み、認知症介護に関する専門的な知識・技術や、研修プログラム作成方法・教育技術を修得します。

研修日程や内容など詳しい情報は「認知症介護情報ネットワーク(通称「DCnet」、<http://www.dcnet.gr.jp/>)」をご覧ください。各センターもしくは事業所所在地の都道府県・政令指定都市へお問い合わせください。

認知症介護指導者が所属する事業所には、その配置を要件の一部とした認知症専門ケア加算Ⅰ、Ⅱが算定されます。

受講申し込み

- 申し込みの際には、受講申込書・推薦書・選抜考査のための実践事例報告などの書類を提出していただきます。
- 募集時期や方法など、詳しくは各都道府県・政令指定都市の担当部署へお問い合わせください。

詳しくは… **認知症介護研究・研修センター(仙台・東京・大府)**

<https://www.dcnet.gr.jp/>